

令和7年度 第1回江津市農業委員会総会

日時：令和7年4月21日(金) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 報告 第2号 農用地利用集積等促進計画について

第4 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案 第3号 非農地証明について

第7 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 3番 二本木俊二 4番 原田和徳

5番 山本秀彦 6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子

9番 深野政勝 10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（8名）

壺岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、

野田英夫、湯浅憲昭、崎谷靖徳

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和7年度、第1回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 先週の15日は、雪が降って道路及び農地が真っ白になり、温度が急に下がり、18日には、川本町で全国1番の暑さの30.5度の真夏日を記録したよ

うです。非常に気温の変化が激しくて、皆様の体調管理はもとより、農作業の準備、あるいは野菜等の生育などに影響等、非常に厳しい状況だったと思います。私事ですが、体力が適応できずにめまいや吐き気等、軽い熱中症となって、たいへんな目にあいました。皆さんも体調管理に十分に気を付けていただきたいと思います。またそういった中、今週の14日の、市山・長谷エリアをはじめ、18日の波積・都治エリアまでの各会場で、人・農地ビジョン会議が開催されまして、農業委員や推進委員の皆様におかれましては、忙しい中、ご参加いただき、ありがとうございました。地域計画の見直し協議の中で、計画変更の許可、現状と課題、今後の取り組みや新たな情報提供など各会場で、さまざまご意見をいただきました。地域計画を策定したものの、その農業を継続していく環境は順次変化いたします。そのため、こうした計画の見直しは、その都度必要になりますので、今後も積極的に事業に関わり、意見に耳を傾けたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

会 長 それでは、ただいまより、令和7年度、第1回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、井上推進委員、階本推進委員、盆子原推進委員が欠席となっております。出席委員は、過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いをいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解をいただきましたので、5番 山本委員、6番 田中委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

《 桜江町谷住郷 》

会 長 日程第1、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出について」です。1番です。農地の所在は、桜江町谷住郷●●●番●、地目は田、

面積は 997 ㎡です。賃貸人は、●●●●代表相続人●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地です。賃借人は、●●●●代表相続人●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地です。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも令和 7 年 3 月 26 日です。合意解約です。以上です。

会 長 ただいま事務局より報告がございました。あらためてご質問ございませんでしょうか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。公告のとおり、「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の 1 について」はご了承ください。

#### 農用地利用集積等促進計画について

会 長 日程第 3、報告第 2 号「農用地利用集積等促進計画について」は、本日は書類未達のため次回へ延期となったため、報告はございません。

#### 農地法 第 3 条

#### 《 波積町本郷 》

会 長 次に、日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請です。

事務局 番号は 1 番です。農地の所在は、波積町本郷●●番●、地目は田、面積は 1,724 ㎡、波積町本郷●●番●、地目は田、面積は 1,563 ㎡、波積町本郷●●番●、地目は田、面積は 1,492 ㎡、波積町本郷●●番●、地目は畑、面積は 40 ㎡、波積町本郷●●番●、登記は畑、現況は原野、面積 16 ㎡、波積町本郷●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 11 ㎡、波積町本郷●●番●、登記は畑、現況は山林、面積は 76 ㎡、波積町本郷●●番●、地目は畑、面積は 1,464 ㎡、波積町本郷●●●番●、登記は畑、現況は田、面積は 390 ㎡です。譲渡人は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地、譲受人は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。状況としましては、当事者は親子関係にあたりまして、経営継続を行うために所有権移転を行うものです。実際

には親子で耕作を行うということでした。無償譲渡です。以上です。

会 長 それでは、田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6 番委員 位置図の1ページをご覧ください。区画の大きいところは圃場整備を行って30～40年経過した農地で、その他の畑は圃場整備区域外にあの農地です。16日に現地確認をいたしました。また、3月末に、●●●●さんが私の家においでになり、体調が少し芳しくないため、自分が丈夫なうちに子供に譲りたいとの申出があり、詳しくお話を聞いたところです。詳細は事務局の報告のとおりです。私からは補足はありません。所有権移転の承認をいただきますよう、お願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1」については、可決されました。

## 《 嘉久志町 》

会 長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2番です。農地の所在は、嘉久志町●●●●番●、地目は畑、面積は195㎡です。譲渡人は●●●●さん。●●市●●●●町●●●番地●●です。譲受人は●●●さん。●●市●●●●町●●●●●番地●です。無償譲渡です。状況としましては、親戚関係であり、以前から譲受人が耕作していたという経緯があります。譲渡人の●●●●さんは遠隔地に住んでおられて耕作できないということもあり、改めて所有権移転を行うということです。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 4月16日の水曜日の午後に確認をいたしました。譲受人の●●●さんがご自宅におられたので話をお聞きしました。場所は地図の2ページです。わ

かりづらいですが、地図の右下に国道9号線がありまして、近隣に●●●●の●●●●があります。●●から国道を約●●●m直進し、点滅の信号を●●して道なりに進み●●の●●が過ぎて、約●●m先の車では進入できない道を●●して徒歩で約●●～●●m進むと●●さんのご自宅にあたります。申請地はその右横です。状況を聞いたところ、事務局からの説明通りで、●●●●さんが、●●●●さんのお兄さんの子だということであり、遠隔地に居住しており、こちらにも帰る予定がないこともあり、無償譲渡という話になったとのことです。現状は、●●さんご夫婦で●●●●番●の農地を家庭菜園として活用し、野菜を栽培している状況です。少し気になったのは面積が195㎡となっていますが、見る限り195㎡はないという話をしておられました。ただ、地籍調査が終わっていないので、正確な面積が確定していないことだと思われれます。現地の境界はブロックで仕切っているため、今後の面積確定には支障はない状況にはなっています。無償譲渡で、耕作にあたり周囲に他の農地は無く、影響は無いため、問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2」については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 　次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　3番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番●、地目は畑、面積は131㎡、二宮町神主●●●●番●、地目は畑、面積は57㎡、二宮町神主●●●●番●、地目は畑、面積は162㎡です。譲渡人は●●●●さん。●●市●●町●●

●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。状況としては、譲渡人は市外に居住しており耕作が難しいとのことで、所有権移転を行なうものです。譲受人も同じ●●●に住んでおられますが、仕事の都合で江津に通うことが多く、耕作は可能ということでの申請です。果樹の植栽や季節の野菜を栽培するとのことです。対価は10aあたり●●●円です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 位置図3ページをご覧ください。この場所は、地図の右上に県道皆井田江津線があります。●●●●との交差点から●●●●●●側に入り、約●●●m進んだところにこの農地があります。この土地は元々一つの農地だったのですが、●●●●によって分割されて、●●●番●と●●●番●及び●となりました。●●●番●と●には、すでに果樹が植えてあります。●●●番●はこれから作付けするという事で申請通りです。よろしく申し上げます。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の3」については、可決されました。

会 長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 4番です。農地の所在は二宮町神主●●番●、地目は畑、面積は213㎡、二宮町神主●●番、地目は畑、面積は198㎡です。譲渡人は●●●●●●さん、●●市●●●町●●●番地●です。譲受人は●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。状況は、譲受人の居住地に隣接する農地を譲り受けて家庭農園を行うということでした。無償移転です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 地図は4ページです。二宮町の●●地域になります。国道9号線が左上に



跡はありませんが、柿の木と雑木が生えていました。現地は都野津の土地区画整理区域の中に残った農地ということもあり、周りは宅地化されていますので、転用しても問題はないと思います。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」は、可決されました。

#### 非農地証明について

#### 《 波積町北 》

会 長 　次に日程第 4、議案第 3 号、「非農地証明 1 について」を議案といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田中委員、並びに壱岐推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　議案第 3 号、非農地証明申請です。番号は 1 番です。農地の所在は波積町北●●●番、地目は畑、面積は 155 ㎡、波積町北●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 52 ㎡、波積町北●●●番 A、地目は畑、面積は 938 ㎡、波積町北●●●番 B、登記は畑、現況は原野、面積は 595 ㎡、波積町北●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 198 ㎡、波積町北●●●番●、地目は畑、面積は 135 ㎡、波積町北●●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は 52 ㎡、波積町北●●●●番●、登記は畑、現況は山林、面積は 528 ㎡です。所有者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。非農地申請の理由としましては、年月日不詳のかなり以前から耕作していないため、荒廃して竹林・雑木林になっているということでの非農地証明願です。以上です。

会 長 　それでは、田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 　位置図 6 ページです。4 月 16 日に壱岐さんと現地確認したところ。現地は波積町北と波積町本郷の境界付近の山間です。●●●●の●●さんのお宅と農地等を挟んで反対側にあたります。昭和 30 年代、40 年代のはじめまで

は、以前この一帯は、斜面には桃とか柿という果樹を植えてあったり、山裾の田や畑の耕作がされていた記憶はありますが、現在は申請のとおり山にかえっているような状態であります。香岐さんが追加してくれると思います。

会 長 続いて香岐推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

香岐推進委員 現場は付近に波積ダムがあり、県道大田井田江津線の浅利寄りの波積町●●地区で、大田市の●●方面へ接続する●●の途中にあります、上の拡大図で見ますと、中央に川が流れていますが、川の上側に農地が見える田は、私が耕作している田です。隣接に市道があり、市道の上部に畑があって、近接に家があります。そのため、●●●から現場は見ることができます。調査に来られた田中委員と一緒に現地に入り写真を撮りました。私は昭和50年から住んでいるのですが、その当時からこの畑で耕作していたという記憶はありません。したがって、50年以上前から荒れていて、山林になっているという状況です。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

湯浅推進委員 位置図のほうで、書類の方は●●●番 A、B となっておりますが、位置図には A、B がありません。●●●番としか書いてないがどうしてですか。

事務局 以前も申しましたが、A、B という表記は課税上のことなので、地番には A、B の区別はありません。●●●番のみです。仕切りはないです。現況で、畑として課税されている箇所と原野として課税されている箇所があるだけです。

会 長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明の1について」は、可決されました。

#### その他

会 長 次に、日程第7、その他について、事務局からなにかございますか。

事務局 その他ですが、お手元に A4 の印刷物を配布しております。これは、令和6年度の農地法手続実績の一覧表です。委員会で受付をしてから総会で審議をし

て許可証を発行した件数です。農地法3条・4条・5条、それから非農地という分類で、地目と面積、地区が示されています。上の部分が申請件数、下の部分が地区ごとに件数と筆数を入れたものです。ご確認ください。

事務局　また、事務連絡ですが、毎回お願いしているのですが、活動記録を毎月提出していただくよう、改めてお願いしたいと思います。以上です。

会　長　その他について、皆さんからなにかございますか。よろしいでしょうか。

〔 「なし」 〕

会　長　以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和7年度、第1回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、5月21日水曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いのないように、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前10時40分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会　長

署名委員

署名委員